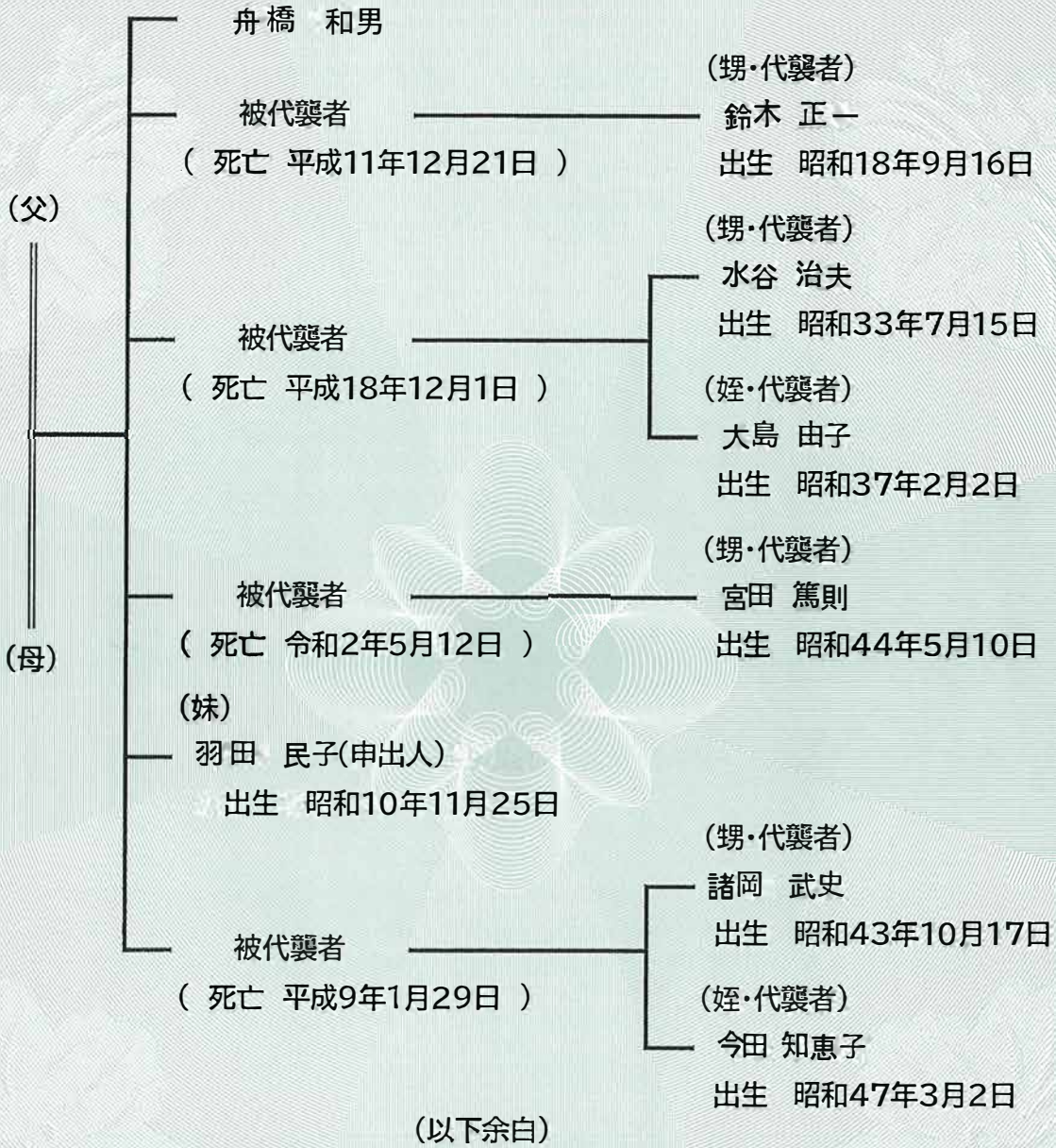


被相続人 舟橋 和男 法定相続情報

事例(相続人=兄弟姉妹・甥姪)

最後の住所 千葉県船橋市三郷町1丁目5番67号
 最後の本籍 名古屋市中村区森末町1丁目123番地
 出生 大正12年5月8日
 死亡 令和7年6月28日
 (被相続人)



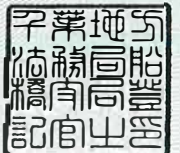
作成日 令和7年12月24日
 作成者 住所 千葉県船橋市本町6丁目2番10-514号
 ステーションプラザ船橋 司法書士新葉総合事務所
 氏名 司法書士 岡田 宏隆

これは、令和 7年12月25日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

令和 8年 1月 9日
千葉県地方務局船橋支局

登記官

海 神 太 郎



注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。